

議案第 79 号

桐生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を
改正する条例

桐生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成 17 年桐生市条例
第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号中「開発行為」の次に「(規則で定める区域以
外の区域において行うものに限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、施行日以後に法の規定に基づいてなされる申請について適
用し、施行日前にされた申請に対して施行日以後にされる許可等については、な
お従前の例による。

議 案 説 明

議案第 79 号 桐生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案

都市計画法及び同法の関係政省令の一部改正に伴い、開発行為の許可区域について所要の改正を行おうとするものです。